

## 第740回

# 東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

令和4年9月12日（月）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
井門	明洋	委員
田の上	いくこ	委員
土屋	みわ	委員
藤井	あきら	委員
松田	りゅうすけ	委員
柳川	雅彦	委員
古畑	雄二	委員
小室	明子	委員
新倉	吉和	委員
松崎	真理子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	下出	享克

午後 3 時30分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道関係者はゼロ、傍聴人は15人となっております。

<傍聴人入室>

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

現在ご出席いただいております委員の方は、現在15名で、1名少々遅れていらっしゃるとの連絡を頂いておりますが、条例第24条第1項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 ただ今から『第740回東京都青少年健全育成審議会』を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の2『条例に基づく事務の施行経過』について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。『次第』と書かれております資料の表紙をおめくりいただき1ページをご覧いただきたいと存じます。

前回の審議会以降の8月5日から9月11日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については1誌を指定図書類とすることを決定いたしました。

8月9日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、8月10日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象とする『ファミリールール講座』の開催はございませんでした。

また、本日の審議会に先立ちまして、9月7日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見を頂いております。意見聴取の内容は、『自主規制団体からの聴き取り結果』としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2ページには、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、3ページには過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勸

告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の8月分の活動状況でございます。

委嘱しております協力員は637名、活動者数は27名、調査店舗数は99店舗でございます。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類『不健全指定図書類』、『成人向け』などの成人マーク付きの図書類の『表示図書類』、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の『類似図書類』の3種類です。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

今月は、不健全指定図書類、表示図書類、類似図書類及び青少年への販売等を制限する制限掲示について問題のある店舗はございませんでした。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

5ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切な店舗が1店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査、3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査及び4番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

6ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてですが、先月と変動はございません。

自動販売機立入調査については、8月は実施してございません。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 説明をありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退室をお願いいたします。

< 傍聴人退室 >

○会長 それでは、再開いたします。1名ご到着されたので、16名で審議を進めていきたいと思っております。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

1 誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1172号でございます。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和4年7月26日から令和4年8月29日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計92誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は、『BAMBOO COMICS REIJIN uno!メスイキ☆メルtdown』、令和4年8月19日に株式会社竹書房より発行されております。過去1年間の指定は1回でございます。該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、「著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」でございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、9月7日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめてございます。

3 ページをご覧いただきたいと存じます。計12名の方からご意見を伺っております。

自主規制団体のご意見といたしましては、「指定やむなし」の意見が3名です。その主な内容は、「コミカルなタッチの絵とストーリーで人格否定はあまり感じない。しかし、強引にセックスに持っていく描写がある。前編はおとなしいセックス描写だが、後編は裸体での描写、挿入時の描写と激しい。また、性器も線を多用し修整されているが血管も描かれて誇張されて

いる箇所もある。卑わい感は拭えない。指定該当。」などでございます。

指定非該当の方は6名で、その主な内容は、「最初の性交は酔った相手に対する一方的なモノで、人格否定とも取れなくもない。しかし、物語を読み進めていくと、2人の恋愛感情の交わりやスレ違いを上手に、しかもコミカルに描いた作品だと分かるのでストーリー上の問題性はあまり感じない。性交シーンがやや多いとは思われるものの、性器修整の配慮は見てとれ、体液描写も含め、それほど卑わいには感じない。指定非該当。」などでございます。なお、保留の方が3名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますか。それでは、よろしければ調査に入ってください。よろしく申し上げます。

#### <図書審査>

○会長 そろそろいかがでしょうか。よろしいですか。

では、図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見を伺ってまいります。それではH委員お願いいたします。

○H委員 はい、ストーリーはコメディータッチではあるものの、描写に関して言えば、性行為の描写が非常に多い。男性器は修整してありますけれども、形状がはっきり残っておりまして、行為の内容まで分かるようになっているということで指定該当でお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。次にJ委員お願いいたします。

○J委員 性器の形状がはっきりしており、青少年の手の届くところに置くことはふさわしくありませんので、指定該当でお願いします。

○会長 はい、ありがとうございます。次にF委員お願いいたします。

○F委員 はい、性交シーンが多いですし、性器の消しも甘くなっています、逆に想像できてしまいますし、結合部のアップのシーンは多くあつたりしますので、ストーリー的に特に問題がないので迷うところですが、指定該当でお願いします。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。次にE委員お願いいたします。

○E委員 はい、ちょっと迷っております。指定該当という形で見るとすると、性交シーンであつたりとか、性器がアップで出てるかなと思います。

一方で、ストーリーはしっかりとしていて、これまで審議している本の中と比べても性交シ

ーンは少ないとも思っているところでもあります。

また、自主規制団体からの聴き取り結果を見ても、指定非該当、そして、保留というのが非常に多くなっております。見ていて分からなかったのが、こちらは目次に「麗人 uno!」で配信というふうに書いてあるので、ウェブコミックを単行本にしたような形なのかなと思うんですが、この帯の方に書いてある、隔月間「麗人」という方は、これは成人向けではないのか。もし分かる方がいらっしゃったら、教えていただきたいんですが、事務局の方、「麗人」というコミックが成人向けになっているか、なっていないか等、もし分かれば教えていただいてもよろしいですかね。

- 若年支援課長 はい、現状では、ちょっと持ち合わせておりませんので、確認の上、お伝えするよういたします。
- E委員 ありがとうございます。というわけで、ちょっと悩んでいるところでして、この「麗人」というコミックが成人該当でないのであれば、この出版者というか、自主規制団体の判断というのも分かるところかなと思ひまして、保留でお願いいたします。
- 会長 はい、分かりました。それでは次に小室委員お願いいたします。
- 小室委員 はい、指定該当でお願いいたします。全編を通して非常に性交シーンが多い、それから、結合部をアップするシーンも多い。特に、後半がかなり卑わいな内容だと思います。性器の形状の消しは甘くて、擬音も多いと感じます。青少年には望ましくない内容だと思います。以上です。
- 会長 はい、ありがとうございました。次にI委員お願いいたします。
- I委員 はい、表現を規制するという行為が、非常に重大だとした上で、都の青少年条例「第15条一項のイ・ロ」に当てはまるかどうかですが、著しく性的感情を刺激して、卑わい感を与える、あるいは人格否定だというところが、このコミックにあるのかどうかとなるとこれは議論が起こると思うんです。これを諮問図書にする、規制するとなると、先ほどの都条例に当てはまるということになるのですが、前半から中頃まではコミカルなストーリーで、卑わい感はないんですね。ですが、後半部分には、男性器を指して「この肉棒を僕の気持と思ってください」というセリフがあり、男性器のアップ、男性同士の性行為そのもののアップがあるんですね。一応修整はされてはいますが、性行為の結合部分がページ全体を占めていて、これは、区分陳列の対象と判断せざるを得ないというのが結論です。

○会長 はい、ありがとうございました。次にB委員お願いいたします。

○B委員 はい、私は指定該当と思います。以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。次にK委員お願いいたします。

○K委員 はい。コミカルなタッチでストーリー性があるということは皆さんと一致をしております。そして、E委員も述べていましたけれども、今まで審議したものと比べると性交シーンも少ないのではないかというふうに思っています。

一方で、青少年が手に取るにはどうかというふうに考えた時に、タイトルがもう「メスイキ」というふうに書いてありまして、そこからはっきりもう性交が主になるんだなというふうに分かるというところや、中を見ていくとですね、性器の消しはされていますけれども、やはりどうなんだろうというところで、大変迷っておりまして、判断ができなくて申し訳ないんですが、保留にさせていただければと思います。

○会長 ありがとうございました。次にC委員お願いします。

○C委員 はい、性的交渉の場面が多過ぎますし、物語の展開も、それのみで卑わい感を感じます。白塗りの性器がやたらに多く、指定該当やむなしと思います。

○会長 はい、ありがとうございました。次にD委員お願いいたします。

○D委員 はい、今までの委員の皆さま9人の中で、保留は2で、該当が7ということで、残虐性とか、それから人格否定、それから器具の使用、そういうものは見当たりませんが、あまりにも露骨な性交場面が多いということで、ここはちょっと疑問が生じております。

今まで拝見した中では、きっと緩い部類に入るのかもしれませんが、これが青少年が安易に手に取って見られる時にどうだろうと考えた時には、指定該当の部類に入れていただきたいと思っておりますので、該当でお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございました。次にG委員お願いいたします。

○G委員 皆さん、おっしゃられているように、内容がコミカルタッチで人格否定などもなく、今までの本と比べると卑わい感も少ないというところで、指定非該当なのかなとも思うんですが、ただ、この表紙を見ても、エッチブックというような著者自身が表現していることもあり、ちょっと判断つかずで、保留でお願いします。

○会長 はい、ありがとうございました。次に古畑委員お願いいたします。

○古畑委員 はい。男性の性器、それから結合部分ですね、非常に描写が大きい。それから、一



方的に性交に入っているという部分の描写が多いということで、性的行為を露骨に描写していると、卑わいな感じを与えるということで、私は指定該当でよろしく願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございました。次にA委員お願いいたします。

○A委員 はい、青少年の健全な育成を阻害する本なのかというふうについては疑問を感じる部分と、あと、やっぱり施行規則第15条第1項のイ・ロですね。卑わいな感じという部分、果たしてその卑わいさが青少年にとって良くないものなのかという部分については、私は違うかなという意見です。

あと、自主規制団体としても今回12者のうち3者保留、6者が指定非該当ということもあって、審議会の中の意見と大きく違うなというところで、規制団体の方がこれだけ、過半数が該当ではないという声もありますので、私も指定非該当でお願いできればと思います。以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。次に新倉委員お願いいたします。

○新倉委員 はい、指定該当でお願いしたいと思います。ストーリーとして、人格否定というところはあまり感じられないものの、性的行為の描写が露骨で、性器の修整も甘いと感じました。以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。次に松崎委員お願いいたします。

○松崎委員 はい、指定該当でお願いいたします。これまで審議した本と比べると、少し迷うところがございましたが、コミカルタッチでストーリーもあってということで、そこで最初は大丈夫なのかなというふうに思いましたが、だんだん後半になるにつれ、性的描写、擬音、青少年に対しては刺激の強いものになっているのではないのかというふうに思いました。以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。最後に、私ですが、指定該当でお願いしたいと思います。確かに、大人の目で見るとコミカルな本というふうに見える面がありますけれども、性交シーンの描写や、特に後半の部分、かなり具体的な描写が卑わいな印象が強いと私は率直に思います。従って、青少年に見てもらふ本ではないと思いますので、指定該当でお願いしたいと思います。

これで皆様のご意見を伺って、若干、保留の方、指定非該当の方がいつもより少し多くご発言いただいておりますので、何か追加で意見を言っておきたいとか、あるいは変更を考えたいとかという方がありましたら、最後にここで挙手してご発言をお願いいたします。

○A委員 よろしいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○A委員 ちょっと事務局にお伺いしたいんですけども、今月は購買の中で、母数自体は何冊の中でこの1冊を諮問されたのかっていうのは、今お伺いできるでしょうか。

○若年支援課長 はい、先ほど申しあげました中で、少々お待ちください。92誌の中から候補として選定しております。

○A委員 すいません、ありがとうございます。

○会長 はい、他はよろしいでしょうか。

それでは、この審議会、多数決で決めさせていただきますので、多くの方が指定該当というご意見でございますので、答申としては指定該当でまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

<「はい」の声あり>

○会長 はい、ありがとうございます。それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

○若年支援課長 都民の申出につきまして、8月はございませんでした。次回審議会に諮問予定の映画はございません。

なお、次回は期の初めとなりますので、冒頭に会長及び会長代理を選出いただき、運営要領等について説明をさせていただく予定です。以上でございます。

○会長 では、調査・審議事項に関わる部分で、何かご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、傍聴人の方が再入室されますので、図書名が分かる資料等はしまってくださいと思います。

<傍聴人入室>

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局からご説明をお願いいたします。

○若年支援課長 まず、本日の審議でございますが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

告示予定日は、令和4年9月16日金曜日、プレス発表は告示日前日の令和4年9月15日木曜日となります。告示日、若しくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただ

くよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は令和4年10月11日火曜日の15時30分からでございます。場所は、今回と同じこの会場を予定してございます。

以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございました。次回の日程のお話は、事務局からございましたけれども、今日お集りの委員の皆さま、今日で当審議会29期の最後の審議会となります。委員の皆さまには、1期2年でございましたので、2年にわたりご参集をいただき、不健全図書指定や優良映画の推奨について、熱心なご審査、ご審議を賜りまして、本当にありがとうございました。

次回は30期でございます。30期につきましても、引き続き、どうぞこの審議会をよろしく願いいたします。委員の皆さま、ありがとうございました。

では、以上で本日の審議会を終了いたします。

午後4時25分閉会